

～トリミングお預かり規約書～

ファミリーペット鳴海店（以下「甲」という）は、その提供するペットトリミングサービス（以下、総称して「本サービス」という）の利用規約（以下「本規約」という）を以下のとおり定めます。本サービス利用者（以下「乙」という）は、申込書面への署名により、本規約のすべてに同意したものとします。

第1条 規約の範囲

本規約は、本サービスの利用に関し、甲及び乙に適用されるものとします。

第2条 会員

本サービスを利用できるのはファミリーペットの会員である乙および乙名義の犬および猫（以下「ペット」という）のみです。

第3条 サービス利用条件

甲は、次の各号に該当するペットに対しては、本サービスの提供を拒否する権利を有します。

- (1)犬および猫以外で、当店が預かることのできないと判断したペット
- (2)サービス提供日から起算して過去12ヶ月の間に、混合ワクチンまたは狂犬病ワクチンを未接種の犬および必要なノミ・ダニ駆除、フィラリア予防措置を行っていないペット
- (3)生後3ヶ月未満、または13歳以上、または治療中で医師の許可がない場合のペット
- (4)著しく噛み癖および引っ掻き癖があり、甲がそれを抑制することができないペット
- (5)その他、体調不良等で本サービス提供に適さないと甲が判断するペット

乙は、本サービスの利用に際し、下記のものを持参するものとします。

- (1)乙の現住所を確認できる免許証等の身分証明書（初回のみ）
- (2)ワクチンおよび狂犬病の予防接種済み票（毎年注射完了後）

本サービスは予約制であり、事前の予約がない場合はご利用をお断りする場合があります。

乙は、予約時間等に変更がある場合は、甲に速やかに連絡するものとします。事前にご連絡がなくご予約の30分を経過してもご来店がない場合は自動的にキャンセルさせていただきます。また、ご連絡があった場合でも、他のお客様のご予約時間に影響がある場合は、甲の判断でお断りする場合があります。

本サービスをご利用される予約を頂戴し、当該ご利用予定日時の当時に当該予約をキャンセルされる場合、今後のご利用を制限させていただく場合がございます。

第4条 お預かり時における緊急対応

本サービス提供中、ペットに何らかの異常が感じられた場合は甲従業員の判断により、乙へご連絡の上、甲が指定する動物病院での診察を行います。ただし、乙から事前に申告がある場合は、治療を行いません。但し、緊急を要する場合、または本書記載の乙緊急連絡先に連絡が取れない場合（以下「緊急時」という）は、甲の判断で必要な対応を行うものとし、かかる緊急時の対応に関して甲は一切責任から免責されるものとします。前項に定める緊急時の獣医師診療費、薬品代、葬祭費用等の費用は乙負担となります。

本サービス提供は、原則として夜間から早朝は実施いたしません。状態管理や把握が遅れることが予想されますので、予めご了承ください。

第5条 乙の責任

乙が本サービス利用条件1項に伴う申告情報を秘匿し、伝染性疾病の蔓延など第三者のペットに影響を及ぼした場合は、治療に伴う全ての費用をご負担いただきます。

第6条 甲の責任

本サービス提供後、24時間以内にペットの健康状態に異変が認められた場合、乙は甲に正式に連絡を行ったうえで獣医師にて診断、治療を行うようお願いいたします。また、その異変の原因が本サービスに直接的に起因するものである旨記載された合理的な反証のない診断書に基づき、(1)本サービスご利用代金(2)当該診察代金(3)その他治療に要した合理的な費用を乙に返金いたします。

本サービス提供後、24時間以内にペットが死亡した場合であっても、死亡後24時間以内にペットの遺体が獣医師に持ち込まれ、且つその死亡原因について当該獣医師が本サービスに直接的に起因するものであると認定した場合、甲は当該獣医師によるペットの死亡原因が本サービスに直接的に起因するものである旨記載された合理的な反証のない死亡診断書に基づき、(1)本サービスご利用代金(2)当該獣医師による合理的な診察料金(3)会員犬の販売代金、または甲の算定する販売代金相当額を乙に全額返金いたします。

お預かり中に生じた事故で、甲の過失による死亡、逃亡については、(1)本サービスご利用代金の返金(2)ペットの販売代金、または甲の算定する販売代金相当額を限度に補償させていただきます。但し、持病、特異体質による不慮の事故、天災等による不可抗力に伴う怪我、逃亡、死亡などについて甲が責任を負わないことにつき、乙はあらかじめ了承するものとします。

第7条 免責等

前条に定める場合を除き、甲は乙またはペットに対して発生した損害の一切の責任を負わないものとします。お引き取り日から1週間を過ぎてもご連絡がない場合、乙は飼い主としての権利を放棄したものとみなし、乙のペットの所有権は甲にあるものとします。

第8条 管轄裁判所

本規約に関する訴訟は、甲の本社が所在する地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

第9条 誠実協議

本規約に定めのない事項、または本規約の解釈について疑義を生じた場合は、甲乙誠意をもって協議解決します。

また、協議解決のためには善意の第三者による調査や検査を受け入れることを認めます。